

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 30 年 11 月 28 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800173号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800105号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

請求期間③から⑳までについて、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成11年4月1日から平成18年8月11日まで
② 平成21年1月1日から平成26年10月1日まで
③ 平成15年4月
④ 平成15年9月
⑤ 平成16年3月
⑥ 平成16年9月
⑦ 平成17年3月
⑧ 平成17年9月
⑨ 平成18年3月
⑩ 平成21年3月
⑪ 平成21年9月
⑫ 平成22年3月
⑬ 平成22年9月
⑭ 平成23年3月
⑮ 平成23年9月
⑯ 平成24年3月
⑰ 平成24年9月
⑱ 平成25年3月
⑲ 平成25年9月
⑳ 平成26年3月
㉑ 平成26年9月

A社に勤務した期間のうち、平成9年1月1日から平成11年4月1日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がなく、平成11年4月1日から平成18年8月11日までの期間及び平成21年1月1日から平成24年9月1日までの期間について、標準報酬月額が実際の給与額と相違しているため、訂正請求を行ったが、訂正は認められないとする平成27年10月19日付けの通知を受け取った。しかし、今回、請求期間①及び②の全期間の預金通帳又は金融機関発行の取引明細票、請求期間①及び②の一部期間の給与所得の源泉徴収票、請求期間②の一部期間の支給明細書等の資料を提出するので、再度、調査の上、請求期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、平成11年4月1日から平成18年8月10日までの期間については、平成10年4月1日から平成11年3月31日までの業務契約書の内容が継続して適用されていたところ、当該契約書に賞与42万円を9月と3月の2回支払う旨記載されており、平成21年1月1日から平成26年9月30日までの期間については、平成20年12月31日付けの業務契約書が継続して適用されていたところ、当該契約書に賞与を不定期に支払うことがある旨記載されており、実際に両期間ともに不定期に賞与が支払われたが、請求期間③から請求期間④までを含む全ての加入期間に標準賞与額の記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び請求期間②のうち平成21年1月1日から平成24年9月1日までの期間の請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額に係る訂正請求については、i)平成16年9月から平成18年8月までの期間については、請求者から提出された預金通帳又は金融機関発行の取引明細票（以下「預金通帳等」という。）が確認できるものの、平成11年4月から平成16年8月までの期間については、預金通帳等の提出がないことから、月ごとの振込額を確認することができないこと、ii)平成11年及び平成13年については、給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）又は請求者の住所地を管轄する自治体から所得照会（回答）（以下「所得照会（回答）」という。）の提出がないため、保険料控除額を確認できないこと、iii)平成17年については、所得照会（回答）に記載された社会保険料控除額が、請求者の同年の標準報酬月額を基に算出した社会保険料控除額を下回っていること、iv)平成12年、平成14年から平成16年までの期間、平成18年、平成21年から平成23年までの期間及び平成24年1月1日から同年9月1日までの期間については、源泉徴収票及び所得照会（回答）に記載された社会保険料控除額は、請求者の標準報酬月額を基に算出した社会保険料控除額を上回っていることが確認できるものの、A社の事業主は、源泉徴収簿等の資料は保存していない旨陳述しており、同社における源泉徴収票等の資料の信ぴょう性を判断することができないことなどから、既に平成27年10月19日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、請求期間①及び請求期間②のうち平成21年1月1日から平成24年9月1日までの期間に係る新たな資料として、平成11年4月から平成16年8月までの預金通帳等及び平成13年分の源泉徴収票を提出し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、新たに提出された上記資料によっても、当該期間に係る報酬月額及び厚生年

金保険料控除額を推認することはできず、A社における源泉徴収票等の資料の信ぴょう性を判断できないことから、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることができない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求期間①及び請求期間②のうち平成21年1月1日から平成24年9月1日までの期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間②のうち、平成24年9月1日から平成26年10月1日までの期間について、請求者は、平成20年12月31日付けの業務契約書が、当該期間の全期間に継続して適用されていた旨陳述しているが、事業主から回答が得られず、請求者の当該期間に係る報酬月額を確認することができない。

また、当該期間のうち、請求者から既に提出されている平成24年9月分及び平成25年2月分支給明細書並びに新たに提出された同年8月分から平成26年7月分までの支給明細書によると、当該支給明細書における期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、当該期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間②について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 請求期間③から⑨までについて、請求者から提出された平成10年4月1日から平成11年3月31日までの業務契約書には賞与42万円を9月と3月の2回支払う旨記載されており、請求者は、当該契約書の内容が平成11年4月1日から平成18年8月11日まで継続して適用されていた旨陳述している一方、実際には事業主に請求しないと振り込まれないような状態であった旨陳述している。

また、請求期間⑩から⑫までについて、請求者から提出された平成20年12月31日付けの業務契約書には賞与を不定期に支払うことがある旨記載されており、請求者は当該契約書が平成21年1月1日から平成26年10月1日まで継続して適用されていた旨陳述している一方、当該期間には賞与はほとんど支給されていなかった旨陳述している。

さらに、平成11年4月1日から平成18年8月11日までの期間及び平成21年1月1日から平成26年10月1日までの期間に、預金通帳等において、給料と推認できる振込み以外に8千円から30数万円の振込みが幾度か確認できるところ、請求者は、数千円のものは交通費の精算等である旨、また、平成21年以降の約20万円の振込みは半期ごとに定期代が支給されていた旨陳述している。

しかしながら、事業主から回答が得られず、請求期間③から⑫までに係る賞与の支給について確認することができない。

また、請求者は賞与明細書を保有しておらず、A社からも賃金台帳等の資料の提出を得られ

ないことから、請求者の請求期間③から④までに係る賞与の支給及び当該賞与からの厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

このほか、請求者の請求期間③から④までに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間③から④までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800244号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800106号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年10月9日から同年11月10日まで
年金記録ではA社における厚生年金保険の被保険者資格取得年月日が昭和56年11月10日となっているが、入社年月日は昭和56年10月9日である。
給与支払報告書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された昭和57年給与支払報告書によると、昭和56年10月9日にA社に就職した旨の記載が認められる。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、請求者に係る被保険者資格取得年月日は厚生年金保険被保険者資格の取得年月日である昭和56年11月10日より後の同年12月1日であることが確認できる。

また、A社の事業主は、請求期間当時の資料を保存しておらず、請求者の入社年月日及び請求期間における雇用形態について不明である旨回答している上、請求期間に同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、住所が確認できる22人に照会したものの、回答を得た者の中に請求者を記憶している者はおらず、請求者の請求期間に係る勤務実態について確認することができない。

さらに、請求者は昭和57年及び昭和58年の給与支払報告書を保有しているものの、請求者はA社から支給された給与の明細書を保有しておらず、同社は請求者に係る賃金台帳等の資料を保存していないことから、請求期間における各月の給与額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。